

第二章 CIS における経済統合の到達点

田畑 伸一郎

はじめに

一般に、複数の国による経済統合には、次のような発展段階があると言われている⁽¹⁾。

①自由貿易地域：加盟国間の関税が撤廃される⁽²⁾。

②関税同盟：非加盟国に対する関税が均一化される。

③共同市場：生産要素の移動に対する制限が撤廃される。

④経済同盟：経済政策の調整がなされる。

⑤経済統合：金融・財政政策、景気対策の統一化がはかられ、超国家機関が設立される。

このうちの①、②については、ガット第24条で厳密な定義がなされている⁽³⁾。それによると、自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則が廃止されている地域であり、関税同盟とは、それに加えて、実質的に同一の関税その他の通商規則が適用されている地域である。たとえば、EU では、1968年に②の段階、1993年に③の段階に到達し、現在、④、⑤の段階に進もうとしていると言われている。しかし、この EU を除くと、現時点では、1994年に発足した NAFTA（北米自由貿易協定）において①が実現されているくらいで、経済統合の実例は少ない⁽⁴⁾。

CIS の当初の構想においても、以上で説明したのと同様の経済統合の段階的発展が想定されていた。すなわち、1993年9月24日付経済同盟創設条約第4条には、次の4段階の発展が記されていた⁽⁵⁾。

①多国間（多角的）自由貿易連合（association）

②関税同盟

③財、サービス、資本、労働力の共同市場

④通貨同盟

このうちの①は、1994年頃からは自由貿易地域と呼ばれるようになった。

本章の目的は、以上のような経済統合の発展段階に照らして、CIS あるいはその一部の国々の間で、どのような経済統合が実現されているのか、近い将来、どのような経済統合まで進みうるのかを考察することにある。より具体的には、

① CIS は、自由貿易地域として機能しているのか

② 5カ国関税同盟は、自由貿易地域あるいは関税同盟として機能しているのか

③ ロシア=ベラルーシ同盟国家は、自由貿易地域あるいは関税同盟あるいは共同市場として機能しているのか

という3点を考察する⁽⁶⁾。この3点に関しては、それぞれ1999年に一定の進展があった。

①については、1999年4月2日に自由貿易地域創設協定への増補・改正に関する議定書が調印された。②については、2月26日に関税同盟及び統一経済圏に関する条約が調印された。③については、12月8日にロシア=ベラルーシ同盟国家創設条約が調印された。とりわけ、自由貿易地域に関する議定書については、2000年1月1日から実施されるという予定が発表されたため、議論を呼び起こすこととなった。本章では、このような1999年の動きを視野に入れて、検討を行う。

本論に入る前に、域内貿易の現状を見ておこう。対 CIS 貿易が各国の貿易総額に占める比重は、近年では国ごとに相当違いが生じている。1997年のデータを見ると、その比重が高いのは、ベラルーシ（約70%）、モルドヴァ、トルクメニスタン、クルグズスタン（いずれも約60%）、タジキスタン、ウクライナ、カザフスタン、アゼルバイジャン（いずれも約50%）などで、35～40%のグルジア、アルメニア、20～30%のウズベキスタン、ロシアとはかなりの差がある⁽⁷⁾。CIS の比重が高い国は、トルクメニスタンを除いて、ロシアとの貿易の比重が高い国である。その比重が高いのは、ベラルーシ（約60%）、モルドヴァ、カザフスタン、ウクライナ（いずれも約40%）で、アルメニア、クルグズスタン、アゼルバイジャン、ウズベキスタン（いずれも20～25%）、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン（いずれも11～17%）ではかなり低くなっている⁽⁸⁾。

1. CIS 全体としての制度

(1) 概要

CIS 域内貿易においては、輸入関税が原則として撤廃されているが⁽⁹⁾、種々の非関税障壁が容易に設定されること、1999年初めからロシアの輸出税が適用されていることなどから、自由貿易地域が実現されているとは言い難い。これらの措置は、1998年ロシア金融危機後に、ルーブルの実質レートが約2分の1に切り下がったために取られている。すなわち、CIS 各国にとっては、ロシアへの輸出が困難になる一方で、ロシアから大量に安価な商品が流入してきたために、様々な輸入制限措置が取られることとなった⁽¹⁰⁾。また、ロシア政府は、有利になった輸出に課税するために、輸出税を導入した。自由貿易地域の実現

に関しては、クルグズスタンが1998年12月に WTO に加盟し、グルジアが1999年10月に加盟承認されたことも、後述のように、問題を複雑化させている。さらに、現在、CIS が全体として自由貿易地域になることを阻んでいる最大の問題は、後述する付加価値税の適用方式をめぐる問題である。

CIS を自由貿易地域とするという動きは1994年に始まった。前述の1993年9月24日付経済同盟創設条約を受けて、1994年4月15日に自由貿易地域創設協定が CIS 加盟12カ国によって調印された⁽¹¹⁾。しかし、1999年4月の時点でこの協定を批准したのは、アゼルバイジャン、カザフスタン、クルグズスタン、モルドヴァ、タジキスタン、ウズベキスタンの6カ国であり、アルメニア、ベラルーシ、グルジア、ロシア、トルクメニスタン、ウクライナの6カ国は批准していないという状況であった⁽¹²⁾。すなわち、調印後5年経過しても、実行に移されていなかったわけである。そのようななかで、1999年4月2日に自由貿易地域創設協定への増補・改正に関する議定書が調印された⁽¹³⁾。この議定書は2000年1月1日に発効することになっていた。なぜこの時期にこのような議定書が調印され、早急な実施が意図されたのかについては、判然としない。この時期には、1998年ロシア金融危機の影響で、各国による非関税障壁の設定や、ロシアによる輸出税の導入などの問題が出ていた。そのようななかで、それまで CIS の経済統合に消極的であったウクライナがこの自由貿易地域創設に積極的となり⁽¹⁴⁾、また、ロシアでは CIS 執行事務局長のベレゾフスキーと、1999年4月に彼の後を継いだヤロフが推進派となったのである。

その後の進展は予想通りと言えるもので、1999年12月時点で、創設協定と議定書を批准したのは、ウクライナ、ウズベキスタン、モルドヴァ、ベラルーシ、クルグズスタン、タジキスタンの6カ国で、ロシア、グルジア、アルメニアでは政府内での検討中であった⁽¹⁵⁾。結局のところ、後述する付加価値税の問題で、ロシアが妥協できなかったことが、自由貿易地域が実現されなかったことの主因であったと考えられる。この問題については、2000年1月の国家元首評議会で話し合いが行われることになっていたが、エリツィン大統領の辞任もあって、これについての実質的な話し合いは行われず、2000年3月のロシア大統領選後に開催が予定される国家元首評議会に先送りとなったのである⁽¹⁶⁾。

(2) ロシアの輸出税

ロシアの輸出税は、IMF 等の強い要請により、1996年に廃止されていたが、1999年初めから再導入されることとなった。ロシア政府は、金融危機後のルーブル引き下げにより有

利になった輸出に対して税金を課すことにしたわけである。輸出税は、当初は「CIS 諸国への輸出に適用されない」とされていたが⁽¹⁷⁾、1999年半ばから、「関税同盟国への輸出に適用されない」と修正された。すなわち、1999年半ばに関税同盟国以外の CIS 諸国に輸出税が導入されたことになる。関税同盟国以外の CIS 諸国への輸出税の導入は、次のロシア政府決定で定められた。

4月16日付政府決定第441号：鉄鋼屑の輸出税が公布の15日後から6カ月間導入された⁽¹⁸⁾。

4月16日付政府決定443号：非鉄金属屑の輸出税が関税同盟国以外の CIS 諸国にも適用されるとした。公布の15日後から6カ月間適用とされた⁽¹⁹⁾

7月12日付政府決定第798号：石油製品、ガス、原皮・革、銅、ニッケル等の輸出税が関税同盟国以外の CIS 諸国にも適用されるとした。7月13日から期限無しで適用とされた⁽²⁰⁾。

7月23日付政府決定第847号：石油輸出税が8月1日以降、関税同盟国以外の CIS 諸国にも適用されるとした⁽²¹⁾。

9月3日付政府決定第987号：水産物、酒類、化学肥料、木材等の輸出税が関税同盟国以外の CIS 諸国にも適用されるとした。公布の7日後から期限無しで適用とされた⁽²²⁾。

10月28日付政府決定第1198号：化学肥料、紙・板紙、貴石・貴金属、鉄鋼、アルミニウム等の輸出税が関税同盟国以外の CIS 諸国にも適用されるとした。期限無しで適用とされた⁽²³⁾。

12月8日付政府決定第1358号：貿易分類番号25類（塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰、セメント）、26類（鉱石、スラグ、灰）を中心とする一連の商品についての輸出税が公布の日から導入された⁽²⁴⁾。

12月17日付政府決定第1403号：天然ガスの輸出税が公布の日から導入された⁽²⁵⁾。

以上のように、1999年末の時点では、ロシアのほとんどの輸出商品について輸出税が導入されたことになる。そして、それらが関税同盟国には不適用、それ以外の CIS 諸国に適用とされたことによって、関税同盟国とそれ以外の CIS 諸国が差別化されたことが重要な点である。

(3) 付加価値税

付加価値税は、物品税と並ぶ国内の間接税の1つであり、自由貿易地域や関税同盟といった段階の経済統合においては、本来、問題になるような税ではない。ところが、輸出入品に対する付加価値税課税の問題は、CISの貿易に関わる問題のなかで、もっとも大きな係争点となってきたのである⁽²⁶⁾。

輸出入品に対する付加価値税課税制度の原則は、次のようになっていた⁽²⁷⁾。すなわち、CIS以外の外国については仕向け地主義課税原則（輸入品に課税）、CIS諸国については原産地主義課税原則（輸出品に課税）である。このうちCIS以外の外国に対する課税制度は、国際的に共通のものである。すなわち、国内で付加価値税を課しているいずれの国も、輸出を促進する目的で、輸出品に対しては非課税としている。その意味で、CIS諸国における原産地主義課税方式は特殊なものである。これには、CIS発足当初、すなわち、ソ連崩壊直後には、CIS諸国の間に事実上国境と通関制度が存在していなかったこと、当時は、CIS間での取引を国内での取引と同じようなものにするという理念が（少なくともロシアに）あったことが影響していた。しかし、この制度については、ロシア以外の多くの国から次のような問題点が指摘されるようになった。

①付加価値税収が輸出国の収入となるので、CIS域内貿易における恒常的黑字国（ロシア）に有利に作用し、恒常的赤字国に不利に作用する。

②付加価値税は輸入国が輸出国に支払ったことになり、輸入国の消費者が支払った税が、輸出国の税収となる。

③CIS域外輸出品に対する付加価値税還付制度において、次のような奇妙な事態が生じている。すなわち、CIS域外輸出品に対する付加価値税還付制度においては、輸出品の原材料に課せられた付加価値税が、輸出業者に対して国庫から払い戻される⁽²⁸⁾。この原材料にはCIS諸国からの輸入品も含まれる。そうすると、CISのA国からB国が原料を輸入し、それを用いて生産した製品をCIS域外の外国に輸出する場合、A国の輸出企業が政府に納めた付加価値税を、B国の政府が自国企業に払い戻すということになる。CISにおいては、大抵の場合、A国に該当するのがロシアである。

このような点から、ロシア以外の国々は仕向け地主義課税原則への移行を要求するようになったのであるが、ロシア側は次のような理由で移行を拒んだ。

①ロシアの燃料に対する付加価値税が他国の税収になってしまう。

②仕向け地主義課税原則は、国境におけるきちんとした通関手続きを前提とするが、CIS

諸国の間ではそれが必ずしも実現されていない。そのようななかで仕向け地主義課税原則に移行すると、(輸出品ならば課税されないため) 偽の輸出品が横行することになり、国内での付加価値税の徴収率が下がることになる。

ところで、経済統合の進んでいる EU においては、現在、仕向け地主義課税原則から原産地主義課税原則への移行がはかられようとしている⁽²⁹⁾。すなわち、当初は EU 加盟国間でも仕向け地主義課税原則が取られたのであるが、加盟国間の通関手続きが廃止されるために、仕向け地主義課税原則を維持することができなくなり、国内取引と同じように原産地主義課税原則に移ることになったのである⁽³⁰⁾。このように、本来、原産地主義課税原則は、経済統合の非常に進んだ段階で出てくる課題である。CIS の場合、当初において、加盟国間に通関が存在しなかったから、当然のこととして原産地主義課税原則が取られたわけで、その後、一国としての関税地域が整ってくるにつれて、先取りしすぎていた原産地主義課税原則から仕向け地主義課税原則への移行が課題になってきたのである。CIS を自由貿易地域にしようという文脈のなかで、付加価値税の課税方式が係争点の1つになってしまったことは、CIS の経済統合にとっては不幸なことと言わざるを得ない。

1995年にウクライナが一方的に仕向け地主義課税原則への移行を宣言し、1997年にはカザフスタンもそれに追随する動きを見せるなど、近年、この問題が CIS の経済統合をめぐる問題のなかで中心的な問題となっていた⁽³¹⁾。1999年4月2日に自由貿易地域創設協定への増補・改正に関する議定書が調印された際にも、この問題が特別の扱いを受けた。すなわち、自由貿易地域創設協定の第8a条として、「間接税の適用方式」が追加され、そこに、輸出品に付加価値税・物品税を適用しないと明記されたのである。これは、間接税の原産地主義課税原則を取らないことを意味する。しかし、ロシア政府はこれについて当然ながら慎重であり、この議定書草案を承認した1999年3月29日付ロシア政府決定第352号では、「この議定書で定められた間接税の適用方式は、ロシアの税法規に従ってロシアに導入されるが、2000年1月1日より前ではない」との留保が付けられた⁽³²⁾。この後も、ヤロフ CIS 執行事務局長を例外として、ロシア政府はこの間接税適用方式の変更に消極的であり、ポクロフスキー・ロシア CIS 問題省次官らも、反対論を公にしていた⁽³³⁾。そして、前述のように、2000年1月の国家元首評議会でも問題が先送りとなっただけでなく、カシヤノフ第一副首相らは、一層慎重な姿勢を示したと伝えられている⁽³⁴⁾。

2. 5カ国関税同盟の制度

(1) 概要

ここでの5カ国関税同盟とは、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、クルグズスタン、タジキスタンの関税同盟を指す。関税同盟協定は、1995年1月6日にロシアとベラルーシの間で締結され、同年1月20日にカザフスタン、1996年3月29日にクルグズスタン、1998年4月28日にタジキスタンの参加が認められるという形で拡大した。この5カ国関税同盟加盟国の間では、輸入関税と輸出関税（ロシアの輸出税）が適用されていないという意味では、自由貿易地域が実現されている。しかし、第三国向けの関税率が統一されていないので、関税同盟（本章の冒頭の定義参照）が実現されているとは言えない。現状では、関税率の差異が大きく、また、クルグズスタンがWTOに加盟したことも問題を複雑化させており、近い将来、関税同盟が実現されるとは想定しがたい。

(2) 第三国向け関税率

ロシアとベラルーシの間を除くと、第三国向け関税率は、統一には程遠い。ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国の間ですら、1999年1月1日現在で、輸入関税率が一致したのは貿易品目の57%に当たる品目に限られていた⁽³⁵⁾。

それでも、クルグズスタンが1998年12月にWTOに加盟するまでは、状況は次第に改善されていく方向にあったようである。たとえば、1998年4月28日付国家間評議会決議第11号では、関税率が4カ国（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、クルグズスタン）で一致する商品リストが承認され、それが共通関税率の基礎とされることになっていた⁽³⁶⁾。別の記事によると、当初の方針では、WTOへの加盟の際にはロシアの関税率を基礎とすることになっていたが、クルグズスタンでは、WTO加盟後、一部の品目を除いて10%の統一関税率が適用されるようになり、関税同盟協定の条項に反するような義務を引き受けてしまったとされている⁽³⁷⁾。また、ノヴォジロフ統合委員会総務部長によると、クルグズスタンのWTO加盟前は貿易品目の60%程度について関税率が一致していたのに対し、加盟後は40～45%の水準に落ちてしまったとのことである⁽³⁸⁾。彼は、「クルグズスタンは、IMFの圧力に屈して、極めて低い関税率でWTOに入ってしまった」とまで述べている。

(3) 付加価値税

付加価値税の適用については、CIS全体での議論と同様に、5カ国関税同盟のなかでも、

原産地主義課税原則から仕向け地主義課税原則への移行の方針がより明確な形で定められているが、実現には至っていない。

この方針が明確になったのは、1997年10月22日付の4カ国（ベラルーシ、カザフスタン、クルグズスタン、ロシア）国家間評議会決議第8号で、間接税の仕向け地主義課税原則への協調した移行について合意がなされた⁽³⁹⁾。1999年になると、この方針はさらに明確な形で確認されるようになった。まず、1999年2月26日付で調印された「関税同盟及び統一経済圏に関する条約」の第28条に、付加価値税の仕向け地主義課税原則が明記された⁽⁴⁰⁾。その後、10月26日の5カ国国家間評議会でも、付加価値税の仕向け地主義課税原則への移行についての決議が採択された⁽⁴¹⁾。前述のように、この移行はロシアにとっては極めて不利なものであるのに、なぜロシアが1999年を通じてこのような方針に組したのかについては判然としない。

3. ロシアとベラルーシの間の制度

(1) 概要⁽⁴²⁾

ロシアとベラルーシの間では、輸出入関税が撤廃され、通関も撤廃されているという意味で、自由貿易地域が実現されている⁽⁴³⁾。対第三国向け関税率の統一についても、かなり調整が進んでいるので、関税同盟がかなりの程度実現されていると言える。また、ロシアとベラルーシの間で間接税の適用をめぐる争いが生じたということもなかった。現在は、共同市場を作っていく段階であると見なされる。その具体的な手順は、1999年12月8日に調印されたロシア=ベラルーシ同盟国家創設条約の付属文書「同盟国家創設条約の規程実施に関する行動プログラム」に述べられている（本書第一章参照）。しかし、両国の経済格差や、ベラルーシ経済のロシア経済以上の混乱を考慮すると、同プログラムに盛り込まれた、2005年に統一通貨を導入するという目標は、非現実的であると言わざるを得ない⁽⁴⁴⁾。

(2) 第三国向け関税率

1998年7月16日に新しい関税法典がベラルーシで施行され、両国の関税法規の統一が進んだ⁽⁴⁵⁾。関税率が異なるのは85品目だけで、それは、ロシアの導入した次の措置、すなわち、①1996年からの石油物品税（輸出品を含む）、②1998年8月からの追加輸入関税（関税同盟国を除く）⁽⁴⁶⁾、③1999年1月からの輸出税（関税同盟国を除く）に関係したものに限られている。既に、二国間には統一輸入関税率表が存在している⁽⁴⁷⁾。すなわち、1998年

12月4日付ロシア政府決定第1438号により、二国間の統一輸入関税率表の適用についての協定が承認されている。

(3) 間接税

天然ガスに対する物品税課税に関しては、ベラルーシはロシア国内と同じ扱いを受けている。すなわち、1999年1月22日付政府決定第81号により、天然ガスの物品税率は国内向けが15%、輸出向けが30%とされたが、ベラルーシ向けについては15%であるとされたのである⁽⁴⁸⁾。

結び

本章の結論は、次の3点にまとめられよう。

① CISの域内を2000年1月1日から自由貿易地域にするという具体的な予定が1999年に立てられたものの、2000年初めの時点では実現されていない。本来は自由貿易地域とは関係しない付加価値税の課税方式をめぐる問題が、この実現を阻んでおり、近い将来の実現も想定しがたい。また、この問題を抜きに考えても、トルクメニスタンをはじめとして、一部の国は実現に消極的であり、自由貿易地域に入らないと予想される。

② 5カ国関税同盟においては、基本的に自由貿易地域が実現されている。5カ国関税同盟をさらに発展させようという動きが1999年に見られたが、クルグズスタンが1998年12月にWTOに加盟したことが大きな障害となっていて、本来の意味での関税同盟がこの5カ国の枠組みで実現される見込みは小さい。

③ ロシア=ベラルーシ同盟国家においては、関税同盟が実現され、両国は共同市場に向かう途上にあると評価される。さらに、1999年12月に調印された同盟国家条約では、2005年に通貨統合に至る計画が承認されたが、通貨統合の実現性については疑問である。

以上のように、1999年にはCIS全体としての自由貿易地域構想、5カ国関税同盟の発展構想、ロシア=ベラルーシ間の統合進化構想が出されたが、このうち2000年初めの段階で実施に移されたのは、ロシア=ベラルーシ間の同盟国家だけである。ロシアは、1995年からCIS全体としての経済統合だけを追求するのではなく、ベラルーシ、カザフスタンとの経済統合を先行させるという戦略を取ってきており、それが5カ国関税同盟の発展を重視する政策として現れていた。1999～2000年の動向は、その戦略がうまく進まず、また、CIS全体としての経済統合も足踏み状態であることを示している。そして、その大きな障害と

なっているのが、付加価値税の課税をめぐる問題である。

— 参考文献 —

Rossii i strany Sodruzhestva Nezavisimyykh Gosudarstv, Moscow: Goskomstat Rossii, 1998.

Shmuskii, N., "Formirovanie zony svobodnoi trgovli gosudarstv Sodruzhestva," *Voprosy ekonomiki*, No. 12, 1999.

Sobranie: Sobranie zakonodatel'stva Rossiiskoi Federatsii.

Sodruzhestvo: Sodruzhestvo: Informatsionnyi vestnik Soveta glav gosudarstv i Soveta glav pravitel'stv SNG.

Vneshneekonomicheskaya deiatel'nost' gosudarstv Sodruzhestva, Moscow: Mezhgosudarstvennyi statisticheskii komitet SNG, 1999.

Westin, Peter, "The Domino Effect of the Russian Crisis," *Russian Economic Trends*, December 1999.

EC 委員会編（太田昭和監査法人国際部訳）『EC 統合白書』日本経済新聞社、1991。

清水一史「統合理論の脱構築」（佐々木隆生・中村研一編『ヨーロッパ統合の脱神話化』ミネルヴァ書房、1994所収）。

田中素香『EC 統合の新展開と欧州再編成』東洋経済新報社、1991。

田畑伸一郎「CIS の経済問題」（『CIS の現状と将来の動向』国際問題研究所、1998所収）。

津久井茂充『ガットの全貌〈コメンタール・ガット〉』日本関税協会、1993。

中村洋一編『WTO が貿易を変える』東洋経済新報社、1994。

服部倫卓「ベラルーシの対ロシア経済関係の実相(1)・(2)」『ロシア東欧貿易調査月報』1999年1月号・3月号。

輪島実樹「中央アジア諸国の対ロ貿易構造の変化」『ロシア東欧貿易調査月報』1999年8月号。

- (1) たとえば、清水, 1994, pp. 232-233参照。
- (2) 関税には輸入関税と輸出関税があるが、輸出関税を課している国は稀であるため、普通は、関税と言えば、輸入関税を指す。しかし、ロシアの輸出税は、この輸出関税に相当し、ロシアは輸出関税を課している極めて稀な国の1つである。
- (3) 津久井, 1993, p. 656。
- (4) この部分は中村 (1994, pp. 134-149) による。それによると、これらのほかに、1992年に創設された AFTA (ASEAN 自由貿易地域) があるが、それは、加盟国間の関税引き下げを目的とするものということである。
- (5) *Sodruzhestvo*, No. 4, 1993, pp. 22-23。
- (6) 本章は主としてロシアの資料に依拠しているため、ウクライナとモルドヴァの関税同盟、カザフスタン、クルグズスタン、タジキスタン、ウズベキスタンの中央アジア経済共同体についての検討は行っていない。
- (7) *Vneshneekonomicheskaja*, 1999, pp. 12-13。
- (8) *Vneshneekonomicheskaja*, 1999, pp. 20-23. 同書では1997年についてのウズベキスタンのこのデータが欠けているので、同国に関しては、*Rossiia* (1998, pp. 203, 207) 掲載の1996年のデータを示した。中央アジア各国の対口貿易動向について詳しくは、輪島 (1999) 参照。そこでは、カザフスタン、クルグズスタン、タジキスタンの3カ国はロシアあるいは旧ソ連経済圏を現在も必要とする度合いが高いこと、ウズベキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンの3カ国は原料・市場ともにロシアあるいは CIS に依存するところが少なく、かつ強力な輸出産品を持っている（あるいは持つ可能性がある）ために、CIS 域外の外国との経済関係を強める傾向にあることが結論として述べられている。1998年金融危機後の CIS 貿易動向については、Westin (1999) 参照。
- (9) ただし、ロシアの輸入する砂糖原料・精糖については、幾度となく、輸入関税が課せられた。1997年4月11日付政府決定第417号、1998年7月17日付政府決定第783号、1999年5月10日付政府決定第511号参照。
- (10) *Finansovye izvestiia*, August 17, 1999, p. 6. とくに、カザフスタンは、1998年末から半年間にわたって、ロシアからの21品目の輸入を制限した。これは1998年12月23日付で

調印されたロシア=カザフスタン自由貿易体制議定書増補（1999年1月18日付ロシア政府決定第65号で承認、*Ekonomicheskii soiuz*, March 20, 1999, p. 5）に基づくものである。なお、この措置の1999年6月23日での打ち切りについての協定は、1999年7月6日付ロシア政府決定第754号で承認された（*Ekonomicheskii soiuz*, July 24, 1999, p. 4）。さらに、カザフスタンは、クルグズスタンやウズベキスタンからの輸入についても、1999年2月から200%の輸入関税を課したと伝えられている（*Nezavisimaia gazeta*, April 28, 1999, pp. 9, 11）。そして、これに対抗する形で、クルグズスタンやウズベキスタンが今度は200%の輸入関税を導入したと報じられている（*Nezavisimaia gazeta*, December 22, 1999, p. 5）。

- (11) *Sodruzhestvo*, No. 1, 1994, pp. 113-124.
- (12) *Nezavisimaia gazeta*, April 29, 1999, p. 5, *Izvestiia*, September 23, 1999, p. 4参照。
- (13) *Ekonomicheskii soiuz*, April 17, 1999, p. 6.同紙に掲載されたのは、1999年3月29日付ロシア政府決定第352号で承認された議定書の草案である。この議定書に関係して、4月2日付で自由貿易地域形成の問題に関する国家元首評議会決議が採択されているが、その決議は入手できていない。自由貿易地域の形成に関するこの決議の実施についての CIS 執行事務局の組織的措置を定めた4月16日付経済同盟国家間経済委員会決議は、*Ekonomicheskii soiuz*, September 18, 1999, p. 4に掲載されている。同紙には、この決議で承認された自由貿易地域の形成に関する CIS 執行事務局の活動の基本方針に対するアルメニアの解釈宣言も掲載されている。
- (14) ウクライナが積極的となったことについては、ロシアからの燃料輸入の恩恵を指摘する見方がある（*Izvestiia*, September 15, 1999, p. 5, October 27, 1999, p. 2）。
- (15) *Nezavisimaia gazeta*, December 28, 1999, p. 5掲載のヤロフのインタビューによる。このなかでは、アルメニア、アゼルバイジャン、トルクメニスタンについては触れられていなかった。CIS 執行事務局顧問のシュムスキーも同様の情報を提供している（*Shmuskii*, 1999, pp. 95-96）。それによると、1999年11月1日の時点で、1994年の自由貿易地域創設協定施行に必要な国内手続きを終えたのは、アゼルバイジャン、カザフスタン、クルグズスタン、モルドヴァ、タジキスタン、ウズベキスタン、ウクライナの7カ国であり、さらに、議定書の施行に必要な国内手続きを終えたのは、タジキスタン、ウズベキスタン、ウクライナの3カ国のみであった。シュムスキーによれば、トルクメニスタンは、そもそも議定書に調印していなかったとのことで

あるが、このことは他の情報源では確かめられていない。

- (16) *Monitor: A Daily Briefing on the Post-Soviet States*, January 28, 2000.
- (17) 4月16日付政府決定第441号で導入された鉄鋼屑の輸出税は、初めから関税同盟国以外の CIS 諸国に適用された。
- (18) *Rossiiskaia gazeta*, April 22, 1999, p. 4. この輸出税は、10月28日付政府決定第1198号により、期限無しで再導入された (*Rossiiskaia gazeta*, November 3, 1999, p. 4)。
- (19) 出所と期限無しでの再導入については、前注に同じ。
- (20) *Rossiiskaia gazeta*, July 15, 1999, p. 5. 11月20日付政府決定第1274号により、銅・ニッケルの製品については輸出税を適用しないという修正が加えられた (*Rossiiskaia gazeta*, November 25, 1999, p. 5)。この7月12日付政府決定については、9月20日付政府決定第1053号、11月9日付政府決定第1232号、12月9日付政府決定第1364号により、税率の引き上げなどの修正が加えられた (*Rossiiskaia gazeta*, September 23, 1999, p. 3, November 12, 1999, p. 10, December 16, 1999, p. 10)。
- (21) *Rossiiskaia gazeta*, July 27, 1999, p. 4.
- (22) *Rossiiskaia gazeta*, September 8, 1999, p. 4. この決定についても、12月9日付政府決定第1364号により、税率の引き上げなどの修正が加えられた (*Rossiiskaia gazeta*, December 16, 1999, p. 10)。
- (23) *Rossiiskaia gazeta*, November 3, 1999, p. 4. 前注と同じく、この決定についても、12月9日付政府決定第1364号により、修正が加えられた。
- (24) *Rossiiskaia gazeta*, December 15, 1999, p. 6.
- (25) *Rossiiskaia gazeta*, December 21, 1999, p. 4.
- (26) 物品税に関しても同様の問題が生じたが、輸入品に課税する際に、輸出国での課税額が減額される方式が取られるようになり、現在では大きな問題となっていない。
田畑, 1998, pp. 38-39参照。
- (27) より詳しくは、田畑, 1998, pp. 36-37参照。なお、そこでは、ロシア語での表現に従って、生産地課税方式、消費地課税方式という表現を用いたが、本章では、EU をめぐる議論に倣って、原産地主義課税原則、仕向け地主義課税原則という表現に改めた。
- (28) 輸出品に対する付加価値税還付制度は、輸出品に対して付加価値税を免除しようとする（換言するならば、仕向け地主義課税原則を取ると）必ず必要になる制度で

ある。なぜならば、原材料の生産者は、出荷時点で付加価値税を一旦支払ってしまうからである。

- (29) 田中, 1991, pp. 82-88参照。
- (30) EC 統合白書には、輸出品に対する付加価値税還付制度の廃止と輸入品に対する付加価値税付加制度の廃止が、税務国境を廃止するための要件であると記されている (EC 委員会, 1991, p. 144)。
- (31) 田畑, 1998, pp. 37-38.
- (32) *Ekonomicheskii soiuz*, April 17, 1999, p. 6.
- (33) *Izvestiia*, November 23, 1999, p. 4.
- (34) *Monitor: A Daily Briefing on the Post-Soviet States*, January 28, 2000. それによると、ロシア側は石油・ガスを含む多くの品目について、付加価値税の原産地主義課税原則を続ける意向を示した。
- (35) *Ekonomicheskii soiuz*, February 20, 1999, p. 2. なお、*Ekonomicheskii soiuz* (March 20, 1999, p. 5) によると、ロシアとカザフスタンの間では、510の品目について関税率が異なっていた。
- (36) *Ekonomicheskii soiuz*, May 12, 1998, p. 5. 同紙の解説記事 (p. 4) によれば、各国政府首脳は、全部で1万1000の商品品目のうち、4500の商品品目について共通関税率を承認し、それが決議承認後6カ月間適用の予定であった。
- (37) *Ekonomicheskii soiuz*, March 20, 1999, p. 5. ここでの当初の方針とは、1997年6月3日付議定書、1998年4月28日付政府首脳評議会決議第27号を指すと記されている。
- (38) *Ekonomicheskii soiuz*, July 24, 1999, p. 3.
- (39) *Ekonomicheskii soiuz*, March 14, 1998, p.2, *Rossiiskaia gazeta*, October 23, 1997, p.1, *Rossiiskie vesti*, October 23, 1997, pp. 1-2.
- (40) *Ekonomicheskii soiuz*, March 20, 1999, pp. 4-5. ただし、相互貿易における輸入品に対する間接税率は、国産品に対する税率を上回らないと記された。ロシア政府は、1999年2月25日付政府決定第221号でこの草案を採択している。前掲 *Ekonomicheskii soiuz* 紙に掲載されたのは、この草案である。*Rossiiskaia gazeta*, February 27, 1999, p.1, *Izvestiia*, February 27, 1999, p. 1にも、この条約調印に関する記事がある。
- (41) *Izvestiia*, October 27, 1999, p. 2.
- (42) ロシアとベラルーシの間の統合の進展については、本書第一章参照。

- (43) ロシアとベラルーシの間の通関の撤廃については、田畑, 1998, p.45参照。
- (44) 服部 (1999, No. 1, p. 60) によれば、1999年2月現在、ロシア・ルーブルとベラルーシ・ルーブルの間では、公定レートさえ設定できない状況とのことである。服部 (同書 pp.65-66) は、同盟国家創設などに見られるベラルーシ側のねらいは、天然ガスをロシアの国内価格と同じ価格で入手することにあると結論付けている。
- (45) この部分の記述は、*Ekonomicheskii soiuz*, March 20, 1999, p. 5に基づく。
- (46) これは、1998年7月17日付ロシア政府決定第791号によるもので、すべての輸入商品について3%の輸入関税を追加的に課するとされた。この措置は、8月15日から1999年12月31日まで続けられる予定であったが、1998年10月15日付政府決定第1203号により、ほとんどの農産物、食品、医薬品に適用されないとの修正が加えられ、1999年2月27日付政府決定第235号により、2月28日まで適用を停止することが定められた (*Rossiiskaia gazeta*, July 24, 1998, p. 26, October 22, 1998, p. 3, March 4, 1999, p. 6)。
- (47) *Ekonomicheskii soiuz*, December 19, 1998, p. 3.
- (48) *Sobranie*, 1999, No. 8, pp. 1559-1560. なお、前述のように、ロシアでは、CIS以外の外国向け輸出については間接税が免除されているが、鉱物原料に関しては、CIS以外の外国向けについても物品税が課税されていた。この政府決定以前の天然ガスの物品税率は、国内向け、輸出向けを問わず、30%であった。